占

保

いあ

ります

0

による納

を支払うことで、ことにより、万が国民健康保険(同

が

安小

国

気 は や、

た保

た時に医療費の体験税を負担

## 市・県民税の納税通知書、 介護保険料納入通知書を発送します

個人の市・県民税の納税通知書は6月10日以に、介護保険料納入のお知 らせは6月13日 金に発送予定です。

納付期限(普通徴収第1期) 6月30日月

納付方法 納付書裏面に記載のある金融機関またはコンビニエンススト アで納付。

#### 〈注意事項〉

※市・県民税または介護保険料が特別徴収(年金天引き)の方は、通知書 で年金から差し引かれる金額をご確認ください。

※平成26年度分の市・県民税の証明書は6月2日月から交付します。

市・県民税…課税課◎納税通知書について・内線401

◎証明書について・内線338

介護保険料…高齢者支援課・内線313・433

# 浸水防止工事費用の一部助成

大雨により住宅、店舗、事務所、駐 車場等に浸水被害を受けた方が、浸 水被害の軽減を図るために行う浸水 防止工事の一部を助成します。

助成対象者 平成15年8月5日以後に 浸水被害に遭い、あびこ防災マップ の指定する既往水害地域にお住まい の方または我孫子市でり災証明を受 けている方。

助成対象 ◎給湯器、エアコン、温 水器等の設備機器 (機器本体の交換 を除く)、駐車場のコンクリート・砂 利等、玄関先、店舗内、事務所内その 他の室内外の床面のかさ上げ工事 ◎建物基礎部のかさ上げ工事または 敷地の盛土工事 ◎住宅等(平成16 年3月31日以後に設置された地下ま たは半地下方式の駐車場を除く)の 出入口または敷地内に防水措置、コ ンクリート布設、ブロック積などを 含む ◎敷地内への浸水を防ぐため のブロック壁の設置工事その他改修 工事※販売目的で所有する建物又は 土地に係るものを除く。

助成額 工事費(対象工事が複数あ る場合は合算)の2分の1、限度額30 万円

注意事項 ◎工事実施前に助成申請 手続きを行うこと。◎平成26年4月 1日~平成27年3月31日までに浸水 防止工事の完了が見込まれること。 ◎助成を受けた年度の翌年から3年 間を経過すると新たな申請ができま す。申請方法など詳しくはお問い合 わせください。

市民安全課・内線217

# ん文庫事業への寄付をお願いします

教育委員会では、子どもたちが小説や童話などを作る創作 活動を通じて、豊かな感性を育むことができるように平成14 年度から『めるへん文庫事業』を行っています。

この事業は、市内在住の作家古登正子さんからの寄付が きっかけとなり発足した事業です。事業の主な運営費は皆さんからの寄 付金ですが、昨年度にはこの運営費がほぼ底をつき、今年度からは一部、 市の財源を投入して実施しています。

市では、未来を担う子ども達への贈り物として、今後も「我孫子市める へん文庫」を継続して発刊できるよう、市民の皆さんの寄付やご協力を お願いします。

問 文化・スポーツ課☎7185-1601

※めるへん文庫事業…全国の子どもたちから作品を募集し、その中から 優秀な作品を選考して表彰。表彰した作品は文庫化し、図書館や学校に 配布。また、第2集~第12集は1冊500円で教育委員会および行政情報資 料室(市役所本庁舎1階)で販売中(第1集は完売)。

うち、 らなかった事例が報告されてい報音に気付いたため大事には至 注意ください。 せん。不適切な訪問販売にはご 消火器を販売することはありま ※消防署で住宅用火災警報器や ある場合)」の天井または壁に設「寝室」と「階段(2階に寝室が 用火災警報器を設置しましょう。 対して義務づけられています。 災警報器の設置が全ての住宅に 置しましょう。 市内でも住宅用火災警報器の警 大切な命や財産を守るため住宅 住宅火災で死に至った要因の まだ設置していない住宅は、 平成19年10月から、 消防本部予防課☎71 約6割が「逃げ遅れ」です。 Ò 住宅用火

置はお済みですか宅用火災警報器の

ビスセン す。 年 年のは -金 課 め お、 分 納 3 け 月 いまたは るとき 0) 保 12 1 V) じに か 各行は加入 て 月 分 よる 入す 11  $\widehat{4}$ 分 政サゼ

す。納付が解すると延滞

は通べてに 普 れ納 7 期 付座徴納い 限 は ま は払収め てく す。 必ず ださ 付 書払っ ただだき を 保 月 ると 13 玉 10 険 ま 限

記 載 する世 ご 付 困 \* の始 早納 四難な場合は分割に並が加算されます。 対法など 保険 期高 别 年 度 吹くださ 税を滞納 0

のお知らせを送せ 対象者には、歴 平めに納税相談を!納付が困難な場合は、 収ま 帯主は、 途 中に 行 療 特別徴収開始 その その年度 ませ 75 付 歳に し )ます。 移 なり 度 0 行

発送予定です 6月13日金に世帯主あてに 一扶助を目的 納税通知書は、

> の対象となり 対象となる 方

て必要な治療でかけがをした。、加入者が保 た制度で ਰੋ 療を で受けることがで时に医療費の一部機税を負担しあう

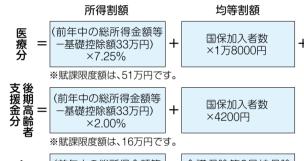
## 保険税の算定方法

国民健康保険税の算定方法は、年齢により異なります。

- 40歳未満の方=医療分+後期高齢者支援金分
- 40歳以上65歳未満の方=医療分+後期高齢者支援金分+介護分
- 65歳以上75歳未満の方=医療分+後期高齢者支援金分

※年度の途中に75歳になり後期高齢者医療保険に移行する方の保 険税は、誕生日の前月までで算定しています。

### 1年間の国民健康保険税はこうして算定されます



特定継続世帯※ ②1万3950円 ※特定世帯および特定継続世帯とは、 国民健康保険に加入していた方が後 期高齢者医療保険に移行されたことに より、その世帯で国民健康保険に残る 方が1人だけになる世帯のことです。

特定世帯①は1人となってから5年以

内の世帯です。特定継続世帯②は、①

の5年間経過後、3年以内の世帯です。

平等割額

1万8600円

①9300円

特定世帯以外

特定世帯※

(前年中の総所得金額等 介護保険第2号被保険 -基礎控除額33万円) 者数(40歳~65歳未満 の方)×1万2600円

※賦課限度額は、14万円です。

※年度の途中で40歳になる方は、その月(1日が誕生日の方は前月)から課税となるため税額変更通知 を送付します。 ◎国民健康保険税の制度改正により平成26年度からの賦課限度額が後期高齢者支援分は16万円へ、介護分は

手続き簡単! 普通徴収でのお支払いは 便利な口座振替で

14万円へ引き上げられました。

□座振替にすると、自動的に引き落とされ翌年以降も継続され ます。口座振替依頼書(国保年金課、市内の各金融機関および郵 便局に用意)、預貯金通帳、通帳届出印をお持ちのうえ、金融機関 の窓口でお申し込みください。

※通常、手続きをした2か月後の末日からの振替となります。

#### 平成26年度の特別徴収 ~ 仮徴収 と 本徴収 ~

65歳~74歳の特別徴収に該当する方については、平成26年度の国民健康保 険税は6月に確定するため、仮徴収と本徴収により納めていただきます。

	年金の支給月(天引き月)	
特別徴収開始月	仮徴収(4・6・8月)	本徴収 (10・12月、平成27年2月)
平成25年度中から特別 徴収で納付されていた方	2月に特別徴収した保険税額 と同額を天引き	4月・6月・8月に仮徴収した保険税額を差し引いた残りの税額を、10月・12月・平成27年2月の3回に分けて年金より天引きします。
4月から特別徴収が開始となる方(注)	平成25年度の保険税額を基に暫定的に1年間分を算定し、 その6分の1ずつを4月・6月・ 8月に分けて天引き	
6月から特別徴収が開始となる方(注)	平成25年度の保険税額を基 に暫定的に1年間分を算定し、 その5分の1ずつを6月・8月 に分けて天引き	
8月から特別徴収が開始となる方(注)	平成25年度の保険税額を基に暫定的に1年間分を算定し、 その4分の1を8月にて天引き	

(注)平成25年4月以降に、転入等で国保に加入、または65歳になったことなどにより、あらたに特別 徴収の要件に該当された方。